

「九州建設アスベスト訴訟」判決延期

「早期救済」に背を向けるな！ 福岡地裁は、最高裁ではなく、 被害者の声に耳を傾けろ！

■「突然の判決期日取り消し…その理由」

9月17日に予定されていた九州建設アスベスト訴訟の福岡地裁判決は、1ヶ月を切った8月26日になつて突然期日が取り消され、判決日は「追って指定」という異常な事態になりました。

判決延期の理由は、「似たような問題点を抱える泉南アスベスト訴訟の最高裁判決が近々出そうだから、それを見てから判決を出したい」という決して納得いかないものでした。

■「原告たちの勇気に応えきれない裁判所」

九州に加え、首都圏・関西・北海道など、全国で闘われている建設アスベスト訴訟。九州地区の被害者やその遺族である原告たちは、日に日に衰えゆく体に鞭打って、または最愛の肉親を失ったやり場のない怒りと深い悲しみに耐えながら、福岡地裁に提訴しました。

それは「地元九州の裁判所」で、直接裁判官と向き合って、自分たちの怒りや悲しみの生の声を聞き、判決を出してもらいたかったからに他なりません。

被害者である自分たちが、力と勇気を振り絞って裁判官に生の声を届ければ、きっと裁判官も勇気をもって早期救済を命じてくれると確信し、2年以上に渡る裁判を闘い抜いてきました。原告たちは、自分たちが思いを込めて訴え続けてきた福岡地裁の、まさにその裁判所の判断を待ち望んでいるのです。

しかし福岡地裁は、このような被害者の思いに背を向け、一方的に「最高裁の判決待ち」を決めてしました。

■「一刻の猶予もならない早期救済の必要性」

アスベスト関連疾患は、病気が見つかってから死に至るまでの期間が短く、被害者に残された時間はもう長くはありません。生きて解決の日を迎えるためには、一刻も早い裁判所の救済判断が必要です。

そのために、異例のハイペースで進んだ裁判は本年3月には結審し、あとは判決を待つだけでした。結審から6ヶ月という長い待ち時間も、原告たちは勝利の瞬間を思い描き、辛い抗がん剤治療や残された家族の寂しさに耐えながら、一日千秋の思いで判決の日を待ち続けました。

このような原告たちの事情からすれば、「最高裁の判決待ち」という裁判所独自の理由で、早期救済の実現を先延ばしすることは決して許されるものではありません。

■さいごに

このように「最高裁の判決待ち」を理由とするこの度の判決延期に対しては、原告・支援者一同あらためて抗議します。裁判所には、もう一度原点に立ち帰って、被害者の早期救済の使命を果たすよう強く求めます。

建設アスベスト九州訴訟本部

福岡市南区清水1丁目22-9（福建労本部内）

TEL : 092-511-4703 FAX : 092-511-4752